

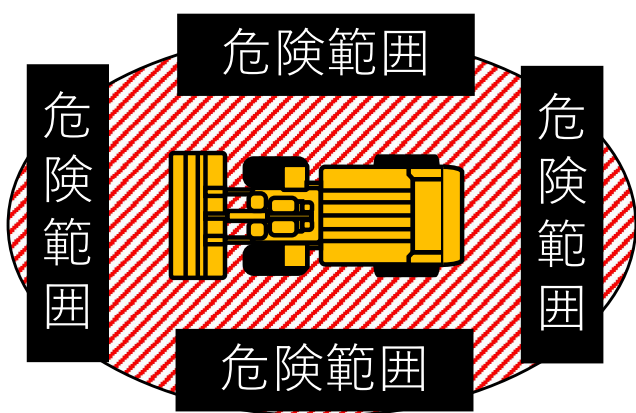
除排雪作業に伴う労働災害防止の徹底について

青森労働局内においては令和3、4年連続で、除排雪作業中に労働者が進行していた車両系建設機械（以下「機械」という）にひかれ死亡するという労働災害が発生しました。

除排雪作業については、トラクター・ショベルやロータリー車の使用が想定されますが、事業者の皆様におかれましては以下の点について留意のうえ、労働災害防止対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

1 除排雪における機械による災害防止対策

原則、機械の危険範囲は立入禁止！



例外、誘導者の合図による指示に従って機械作業を行う場合には、危険範囲立ち入り可能

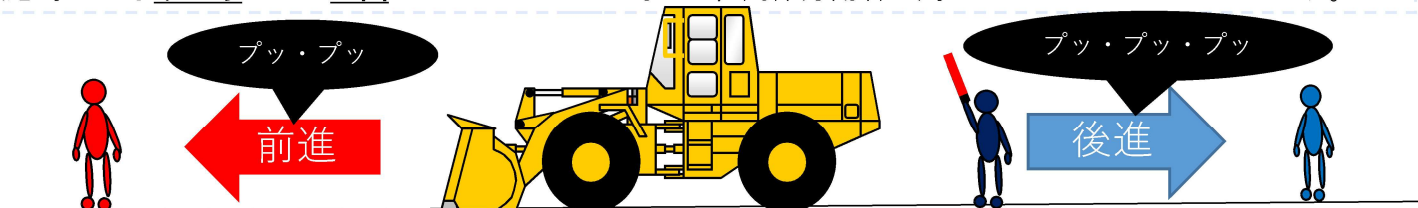


※1 上記図のとおり機械と誘導者の安全な間隔を保持しましょう。

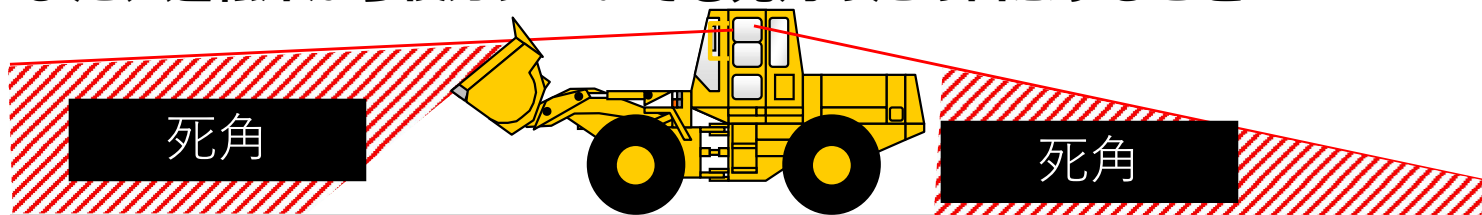
機械の移動によって関係労働者や一般車両等に接触の可能性がある場合には、前後進の際に関係労働者に周知等に努めること！

(参考例)

ずい道工事においては、ずい道内での作業の安全性を確保するため、機械の前進時には●まえなので2回、後進時には●うしろなので3回のクラクションを鳴らし、関係労働者に周知しているケースがあります。



バケットは地上から40 cm程度の位置にしてから前進すること！
また、運転席から後方についても死角のため留意すること！



※上記図のとおりバケットを上げた状態で前進した場合、運転に必要な視界が確保出来ず、また、機体の安定性が著しく低下します。

2 除排雪における機械による災害防止対策 チェックリスト

【作業開始前】

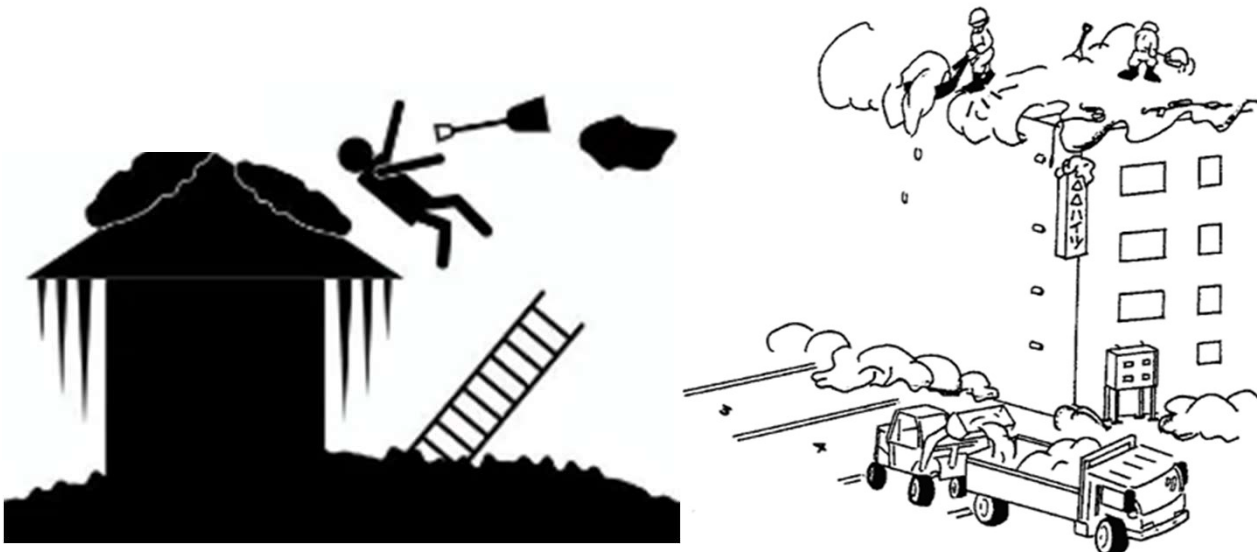
- ☐ **機械使用時、事前に作業計画を策定**しているか。また、**関係労働者に周知**しているか。加えて、リスクアセスメントを実施し危険の洗い出しをしているか。
- ☐ **機械の作業開始前点検を実施**しているか。**不具合があった場合の補修**を行っているか。
- ☐ 作業開始前に関係労働者を一同に集め、当日の作業内容の確認を実施しているか。定常作業以外の作業が発生した場合、現場責任者への報告・連絡・相談体制が適切に構築されているか。
- ☐ **原則、機械の周囲等の危険範囲は、立入禁止**としているか。なお、**同措置が困難な場合に誘導者を配置し、同者の誘導に従って機械運転者は作業を行っている**か。
- ☐ 同機械の運転を必ず有資格者に行わせているか。また、作業時に運転に必要な資格証を必ず携帯しているか。
- ☐ 除排雪作業に従事する関係労働者に反射ベストを着用させているか。

【作業中】

- ☐ 車両系建設機械を前進する際には、**バケットを地上から40 c m程度の高さにし、視界及び機械の安定性を確保してから移動**しているか。また、**前進又は後進時において、関係労働者と機械が接触する危険性がある場合にクラクションを鳴らす等を行い、関係労働者への周知に努めている**か。
- ☐ **制限速度を設け、不安全な速度で除排雪作業時の運転を行っていない**か。

3 屋根の雪下ろし作業の安全対策

- 1 事前に作業場所の状況確認を行い、開口部等がないか確認すること。
- 2 滑りにくい靴及び保護帽（ヘルメット）を着用し、要求性能墜落制止用器具（フルハーネス型等）を使用すること。
- 3 要求性能墜落制止用器具を取り付けできる親綱等の設備を設けること。
- 4 安全な昇降設備を設置すること。
- 5 屋根への昇降用に移動はしごを使用する場合は、十分な長さのものを使用し、上部を60cm以上突出させ、転位防止措置を行うこと。
- 6 移動はしごを昇降する際は、両手に物を持ったまま昇降しないこと。
- 7 雪庇は屋根から除去せずに地上から除去すること。
- 8 雪が落下する箇所は立入禁止とすること。
- 9 大雪、強風などの悪天候時には作業を中止すること。



4 家庭用除雪機による除雪作業の安全対策

- 1 作業前に除雪機の点検、整備を実施すること。
- 2 除雪作業中は、雪を飛ばす方向に人、車及び建物がいないことを確認すること。
また、除雪機の回りには絶対に人を立ち入らせないこと。
- 3 除雪機を発進させる時は、転倒したり、挟まれたりしないよう、足もとや後方の障害物には十分注意すること。
- 4 除雪作業時以外は必ずエンジンを停止させること。
- 5 除雪機の手扱い者に安全な使用方法などを教育すること。
- 6 除雪機内の雪・氷等の除去時には、必ずエンジンを止め、機械を完全に停止（回転部であるオーガ（集雪装置）、ブロワ（投雪装置）が完全に停止していることを確認）させること。
また、雪かき棒等の用具を使って除去作業を行うこと。



* 本件についてご不明な点がございましたら、十和田労働基準監督署までお気軽にお問い合わせください（電話番号：0176-23-2780）